

国民年金にはこんな制度もあります！



①任意加入

保険料の納め忘れなどにより、保険料を納めた期間が40年間に満たない場合は、満額の老齢基礎年金を受け取ることができません。しかし、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間や免除された期間などの合計が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります。

②付加年金

第1号被保険者および任意加入被保険者が月々の定額保険料に加え、月400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金として200円×付加保険料納付月数の金額を毎年上乗せして受け取ることができます。

付加保険料の納付は申し込みした月分からとなり、各月の定額保険料と合わせて、納付期限までに納付することが条件となっています。また、国民年金基金へ加入している人は付加年金には加入できません。

③後納制度

保険料は、納期より2年を経過した場合、時効により納付することができませんでした。しかし、後納制度を利用することで過去10年間に納め忘れた保険料を平成27年9月30日まで納付することができます。

この制度により、年金額を増やすことやこれまで年金の受給ができなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している場合や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を持っている人は利用できません。また、審査結果によっては利用できない場合があります。

④追納制度

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。ただし、免除や猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内の期間ならば、追納(さかのぼって納付)することができます。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

ただし、過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料のほか一定の加算額が生じます。また、既に老齢基礎年金を受給している場合や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を持っている人は利用できません。

す。保険料の未納が多いと、老齢基礎年金などの給付を受けられない場合がありますので、年金制度への加入と納付を確実にいきましょう。

なお、経済的な事情や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除制度などを上手に活用して保険料を納めましょう。

【問い合わせ】

- 任意加入、付加年金、後納制度、追納制度などについて
国民年金保険料専用ダイヤル
(☎0570-011-050)
花巻年金事務所(☎23-3351)
- 保険料免除制度などについて
本庁国保医療課(☎24-2111内線263・271)
各総合支所国保こども係
(大迫☎48-2111内線142、石鳥谷☎45-2111内線228、東和☎42-2111内線221)



11月は「ねんきん月間」です

毎年11月は年金を身近なものとして、意義や役割を理解してもらうための「ねんきん月間」です。

この機会に自分の将来のため、家族のためにもう一度年金について考えてみませんか。

公的年金制度の役割

公的年金制度は老後の所得保障の柱として、高齢者の生活を支えていくという重要な役割を担っています。また、万が一の場合には、障害年金や遺族年金などの保障があり、重要な社会保障制度の一つとなっています。

この仕組みは、必要な財源を現役の世代に求め、社会全体で高齢者の生活を支えていくという「世代と世代の支え合い」によって成り立っています。

国民年金は公的年金の基礎

公的年金制度には、国民年金、厚生年金、共済年金の3種類があります。このうち国民年金は日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度で、基礎年金ともいいます。厚生年金や共済年金の加入者は、同時に国民年金にも加入していることとなります。

また、国民年金に加入している人のことを被保険者といいます。被保険者は、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」

の3種類に分かれます。

【第1号被保険者】
自営業者や学生
(第2号および第3号被保険者以外の人)

【第2号被保険者】
会社員や公務員
などで厚生年金や共済年金に加入している人

【第3号被保険者】
第2号被保険者に扶養されている妻か夫

年金制度の体系図

	厚生年金	共済年金
	国民年金(基礎年金)	
自営業者、学生など	会社員など	公務員など
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	会社員、公務員などの被扶養配偶者	

平成25年度の第1号被保険者の保険料は月額1万5040円です。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付、口座振替やクレジットカード、インターネットバンキングなどさまざまな方法があります。

忘れずに納めましょう

国民年金は、あなたや家族の生活をサポートする重要な制度で

国民年金の保険料

▶国民年金の種類◀

国民年金には次の3種類の基礎年金があります。

■老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる年金です。ただし、保険料を納めた期間と免除された期間などの合計が25年以上あることが必要です。20歳から60歳になるまでの40年間の全期間、保険料を納めると、満額の老齢基礎年金が支給されます。

■障害基礎年金

国民年金に加入中の人や、病気や事故で障がいが残ったとき、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。ただし、初めて診察を受けた月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料を納めているか免除されていること、もしくは初めて診察を受けた月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

■遺族基礎年金

国民年金加入中の人や、残された家族(子どもがいる妻や子ども)が受け取ることができる年金です。ただし、死亡した月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料を納めているか免除されていること、もしくは死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。